

「再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽 B の安全冷却機能の一時喪失について」に対する対策の実施状況

1. 法令報告の対策（1/3）






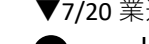




No.	対策	対応（アクション）および進捗状況
1	<ul style="list-style-type: none"> 監視強化 	<p>安全冷却水系において片系を停止し1系列で運転する場合は、異常が確認された際に、速やかに設備が設置されている部屋での状態確認を行えるよう、当直員による制御室での温度、流量等の確認の頻度を通常の4時間毎から1時間毎に強化する。 （2022年7月8日 統括当直長から安全機能を有するブロックに対し指示書で指示済、指示を受けた各班の当直長は指示書に捺印し、部下の当直員に指示内容を周知している。） なお、上記対策に対するルール化については、社内標準類へ展開する。 （8月末までに完了予定）</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 作業管理 作業により弁を操作するときは、当社および協力会社が確認できるよう、作業要領書等で対象の弁を明確にする。 	<p>当該建屋については、以下の点を協力会社へ技術連絡書にて周知。 <ul style="list-style-type: none"> 作業により弁を操作するときは、当社および協力会社が確認できるよう、作業要領書等で対象の弁を明確にする。（新規周知） 既設設備の無断操作禁止（再周知） 現場判断での計画外作業禁止（再周知） 一人作業やその場での安易な判断による作業禁止（再周知） （2022年7月5日 ガラス固化課長から協力会社に対し指示済） 上記以外の協力会社に対しても、7月5日に各課長より口頭で指示済み。なお、7月28日の再処理事業部 品質保証連絡会および再処理安全推進協議会で改めて周知を実施済。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 識別措置 運転状態の系列の弁と誤認することを防止するため、また、弁の開閉状態を容易に確認できるようにするため、以下のとおり識別を行う。 ①弁番号の拡大表示 ②弁の「開/閉」状態表示 ③弁の開閉状態を視認できるマーキング ④系列の表示（A系列/B系列の表示） 	<p>本対策は、安全上重要な施設のうち、個々の貯槽の安全機能（流量）を確認できない安全冷却水系を対象とし、安全冷却機能に影響を与えうる全ての仕切弁に対して実施する。 当該建屋については、2022年7月28日までに、工事完了済みの弁に対して対応を完了済み。 当該建屋以外については、7月20日に業務連絡書で対策の依頼を実施し、現在対応中。 （9月末までに完了予定。以下、8月10日時点の実績：約3割） ①弁番号の拡大表示 ②弁の「開/閉」状態表示 ③弁の開閉状態を視認できるマーキング ④系列の表示（A系列/B系列の表示）</p>

1. 法令報告の対策（2/3）

No.	対策	対応（アクション）および進捗状況
4	<ul style="list-style-type: none"> 弁の施錠管理措置 運転状態の系列にある弁の開閉操作を防止するため、識別措置対象の仕切弁に対して、施錠管理を実施する。 	<p>7月4日～12日に応急対策として、上記の対象について、インシュロックによる弁の固縛を実施。 （全建屋実施） 当該建屋については、2022年7月28日までに工事完了済みの弁に対して鎖および南京錠による施錠に切替完了済み。 当該建屋以外については、7月20日に業務連絡書で対策の依頼を実施し、現在対応中。 （8月末までに完了予定。以下、8月10日時点の実績：約8割）</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> その他安全上重要な施設への展開 弁等の誤操作が安全機能に影響する安全圧縮空気系と電気設備については、No.3と同様の措置により、識別を行う。 （重大事故の対象とならない安全蒸気系、換気系統を除く。） 	<p>安全圧縮空気系は、流量調整を行う調整弁がありこれについては、従来より施錠管理の対象となっている。電気設備は、しゃ断器などは専用治具が必要であり、貸出管理を行っている。なお、誤認防止の観点から開閉表示等の識別措置を行う。 （9月末日途）（現在、物品の調達数等調査中）</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> 現地原子力検査官への連絡 	<p>安全上重要な施設の計画外の流量変動等（安全冷却水、安全圧縮空気等）が確認され、安全機能に影響を及ぼすおそれがあり、原因を調査する場合は、夜間、休祭日を問わず直ちに現地原子力検査官へ連絡する旨、ルールに反映した（7月27日改正済）。</p>

1. 法令報告の対策（3/3）

供給液槽Bの冷却機能の一時喪失への再発防止対策、スケジュール

対策	7	8	9	10	11	12
1. 監視強化	▼7/8 統括当直より当直員へ指示（済） （全ブロック） 1系列運転時に監視強化を実施（社内標準類へ展開までの間） 					
2. 作業管理	▼7/5 ガラス固化課長より協力会社に対して指示済（当該建屋）（済） ▼7/28 再処理事業部 品質保証連絡会、再処理安全推進協議会で周知）（済）					
3. 識別管理	▼7/11～7/28 （当該建屋）（済）  ▼7/20 業連発信（対策方針を指示）（済）  材料調達（プレート等）  識別札等の設置（調達後、計画的に実施）					
4. 弁の施錠管理	▼7/4～7/12 応急処置として、インシュロックによる固縛を実施（全建屋）（済）  ▼7/9～7/28 インシュロックからチェーン、鍵による施錠に変更（当該建屋）（済）  ▼7/20 業連発信（対策方針を指示）（済）  材料調達（チェーン等）  施錠実施（調達後、計画的に実施）					
5. その他安全上重要な施設の措置	 材料調達（プレート等）  識別札等の設置（調達後、計画的に実施）					